

答申 情第56号

平成30年6月27日

相模原市長 加山 俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書非公開（不存在）決定処分に関する諮問について（答申）

平成29年11月28日付けFNo.0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年7月21日付け区支課第16号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開（不存在）決定（以下「本件処分」という。）については、妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 平成29年7月11日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「台湾人と日本人が結婚した場合、子供の戸籍はどこの国の表示になるのか。台湾籍と日本籍の二重国籍を取るにはどうすればよいのか、市民局が持っているすべての情報」について、公文書の公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、台湾人と日本人が結婚した場合の子どもの戸籍の国名表記に関する情報、及び台湾籍と日本籍の二重国籍を取得する場合の手続きに関する情報は、存在しないためとして、平成29年7月21日付けで本件処分を行い、審査請求人に公文書非公開（不存在）決定通知書を送付した。
- (3) 平成29年10月10日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、同年11月28日、当審査会に対し条例第17条第1項の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 台湾人と日本人との結婚による子どもの戸籍表記に関する公文書及び台湾籍と日本籍の二重国籍の取得の方法に関する公文書が市民局に何もないはずはない。
- (2) 存在しないとの回答であるが、以前中央区役所区民課から回答を貰っており存在しないとは言えない。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

公文書公開請求で「不存在」とした理由は、昭和39年6月19日付民事甲2097号法務省民事局長から各法務局長、地方法務局長あて通達「中華民國の国籍の表示を「中国」と記載することについて」（以下「法務省通達」という。）によると「出生、死亡の場所及び中国人と日本人間の婚姻事項中の国籍の表示等について、中国本土及び台湾を区別することなくすべて「中国」と記載すること」は「さしつかえない」としていることから、戸籍上で「台

湾」の記載はない。

このため、一般的な表現として「台湾人」及び「台湾籍」と言われることは日常的にあるが、審査請求人が請求した「台湾籍と日本籍の二重国籍を取る」ための戸籍の手続き及び通達等は存在しないため、不存在の決定を行ったものである。

なお、本件審査請求を受けて、改めて対象文書の存否を確認したが、対象となる公文書は存在しなかった。

5 審査会の判断

(1) 国籍に関する事務について

国籍に関する申請や届出・相談の窓口は、法務省所管の法務局・地方方法務局となっている。(事務は、法務省が所管している。)

一方、戸籍に関する事務については、本来国が果たすべき役割に関するものであるが、国民生活と密接な関係があり、市区町村の行政の基礎資料ともなっていることから、法定受託事務として、市区町村長が事務処理している。全国統一的に正しく処理がされるよう法務局の職員が専門的な見地から、助言や指示等を行っている。

(2) 台湾の国籍上の取扱いについて

法務省通達によれば、「中国人と日本人間の婚姻事項中の国籍の表示等について、中国本土及び台湾を区別することなくすべて「中国」と記載する」という取扱いとなっている。

(3) 本件申立文書の不存在について

実施機関は、審査請求人が請求した「台湾籍と日本籍の二重国籍を取る」ための戸籍の手続き及び通達等は存在しないため、不存在の決定を行ったと説明している。

法務省通達により戸籍上で台湾とは表記しないことから、台湾国籍を前提とした本件申立文書は存在しないとの実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

また、以前、情報公開請求により資料が出ている旨の審査請求人の主張については、当審査会が当審査会事務局職員をして調べさせたところ、「台湾籍と日本籍の二重国籍を取る手続きの方法」について平成28年12月28日付けの公文書公開請求があり、これに対し台湾籍と日本籍の二重国籍を取得する手続き等の公文書は存在しないが、審査請求人に外国籍と日本籍の二重国籍に結果としてなってしまう事例等を説明するため、昭和59年11月1日付け法務省民二第5500号通達を抜粋し、出生届に関する取扱いの頁を平成29年1月11日付けで公文書公開(全部公開)決定

を行い公開したものである。このことをもって本件申立文書は存在しないとは言えないとする審査請求人の主張を採用することはできない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った非公開（不存在）決定については、妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年11月28日	実施機関からの諮問
平成30年 4月 6日	審議 実施機関からの意見聴取
平成30年 5月30日	審議 審査請求人の意見陳述

第2部会委員 高佐 智美
村山 貴子
安永 佳代